

令和7年度
札幌市特別支援教育振興審議会

会 議 録

日 時：2025年12月17日（水）午前10時開会
場 所：STV北2条ビル 6階 A・B会議室

札幌市教育委員会

1. 開 会

○山崎特別支援教育担当係長 ただいまから、令和7年度札幌市特別支援教育振興審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます札幌市教育委員会学びの支援担当課特別支援教育担当係長の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 教育長挨拶

○山崎特別支援教育担当係長 では、開会に当たりまして、札幌市教育委員会教育長の山根からご挨拶を申し上げます。

○山根教育長 皆さん、おはようございます。

教育長の山根と申します。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙な中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、皆様には、日頃から、それぞれのお立場で本市の特別支援教育をお支えいただいておりますことに、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。また、特別支援教育以外の様々な行政の施策についてもご理解とご協力を賜っておりますことにも、心からお礼を申し上げる次第であります。

本市の特別支援教育は、これまで、特別支援学級や通級指導教室の設置などの教育環境の整備に加えまして、学びのサポーターや介助アシスタントの配置など、その充実に向けて取り組んできたところであります。

そのような中、本年7月には本市の小学校の特別支援学級におきまして、誠に遺憾なことでありますが、教員による体罰、そして、不適切指導が行われていたことを我々として公表するに至ったところであります。

このことを受けまして、全ての教職員が自己の支援、指導の在り方を改めて見つめ直し、子ども一人一人が自分が大切にされていると実感できる学校づくりに向けて取組を一層強化しているところであります。

現在、中教審では、次の学習指導要領の改訂に向けまして様々な議論が進められているところであります。

本市におきましても、そういった動きを踏まえまして、新たな時代の特別支援教育の在り方について検討していく必要があるものと考えております。

本日の会議では、本市の現状と今後の在り方についてご審議いただく予定となっております。特別支援教育の充実のため、ぜひとも、皆様の忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思っております。

最後になりますが、皆様には、今後とも、本市の学校教育、そして、特別支援教育の推進にご理解とご協力を賜りますことを心よりお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎特別支援教育担当係長 なお、教育長の山根は、公務の都合のため、これをもって退席させていただきます。

〔教育長は退席〕

3. 自己紹介

○山崎特別支援教育担当係長 さて、本日の総会は昨年11月以来であり、また、委員の改選がありましたことから、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、池田委員から時計回りで順にお願いいたします。

○池田委員 北海道教育大学特別支援教育専攻の池田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○長委員 北海道大学病院小児成人移行期医療支援センターの長祐子と申します。

小児科医です。北大病院の中の院内学級にも関わらせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

- 藤根委員 おはようございます。
星槎道都大学の藤根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 山本（彩）委員 おはようございます。
札幌学院大学の山本彩と申します。
私自身、公認心理士、臨床心理士、精神保健福祉士として、今までいろいろなお子さんと関わってまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。
- 笹尾委員 NPO法人北海道学習障害児・者親の会クローバーで理事をしております笹尾と申します。よろしくお願いいたします。
- 竹森委員 さっぽろ子どもの聞こえ相談ネットワークを作る会の幹事をしております竹森俊之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 徳永委員 札幌肢体不自由児者父母の会の事務局長をしております徳永と申します。よろしくお願いいたします。
- 新関委員 札幌市手をつなぐ育成会の新関と申します。よろしくお願いいたします。
- 山本（文）委員 札幌市身体障害者福祉協会の理事をしております山本です。
私は障がい当事者です。その立場で、皆さんのお話を聞きながら、あの頃を思い出しながら皆さんと関わっていただけたいなと思っております。よろしくお願いいたします。
- 井上委員 おはようございます。
宮の森中学校で校長を務めております井上と申します。
札幌市中学校校長会で特別支援教育を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 岩井委員 おはようございます。
札幌市PTA協議会から参りました岩井と申します。
厚別区PTA連合会の会長です。よろしくお願いいたします。
- 岡田委員 おはようございます。
札幌市特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会で会長を務めさせていただいております苗穂小学校校長の岡田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小倉委員 おはようございます。
札幌市北九条小学校で通級指導教室、まなびの教室を担当しております小倉と申します。よろしくお祈りします。
- 川見委員 おはようございます。
札幌市特別支援教育研究連絡協議会の副会長させていただいております札幌市立東光小学校校長の川見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小山委員 市立札幌みなみの杜高等支援学校で校長させていただいています小山です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 山崎特別支援教育担当係長 ありがとうございます。
続きまして、事務局を紹介させていただきます。
改めまして、特別支援教育担当係長の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 続きまして、喜多山児童生徒担当部長です。
石川学びの支援担当課長です。
佐野教育相談担当課長です。
松田特別支援教育相談担当係長です。
吉本幼児教育相談担当係長です。
田村学びの支援係長です。
工藤特別支援教育推進担当係長です。
金澤特別支援教育推進担当係長です。
石川特別支援教育担当係長です。
郷特別支援教育担当係長です。
- なお、本日は、北海道教育大学札幌校特任教授の長谷川委員、北海道自閉症協会札幌分校・札幌ボプラ会会長の松岡委員、札幌市社会福祉協議会常務理事の高棹委員、北海道札幌伏見支援学校校長の佐古委員、札幌市立中央幼稚園園長の松井委員の5名は、本日はご都合がつか

ず、ご欠席となっております。

また、札幌学院大学教授の山本（彩）委員につきましては、11時15分までのご参加となりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

本日の審議会につきましては、20名中15名の委員にご出席いただいておりますので、札幌市特別支援教育振興審議会条例第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

4. 議案審議

○山崎特別支援教育担当係長 続きまして、本審議会条例第5条第1項の規定に基づき、会長及び副会長を選出いたします。

どなたか、ご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山崎特別支援教育担当係長 特にご意見がないようですので、事務局から案を提示させていただきます。

○石川学びの支援担当課長 それでは、事務局としまして、会長には小山学委員、副会長には新関裕紀子委員が適任と考えておりますことから、お二人の選出についてご提案申し上げます。

○山崎特別支援教育担当係長 ただいま事務局案の提示がございましたが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○山崎特別支援教育担当係長 それでは、ご異議がなければ、事務局案のとおり、会長は小山学委員、副会長は新関裕紀子委員をお願いすることといたしますので、よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、小山会長は会長席に、新関副会長は副会長席にお移りください。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○山崎特別支援教育担当係長 それでは、小山会長、新関副会長より、一言、ご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○小山会長 改めまして、皆さん、おはようございます。

このような会の会長という大役をいただき、非常に緊張しておりますけれども、できるだけ今日の会で皆様からたくさんの意見をいただき、また、様々な立場からの対話が進むように何とか頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○新関副会長 新関と申します。よろしく願いいたします。

日頃より、教育委員会をはじめ、皆様におかれましては、ご尽力をいただき、特別支援を受ける子どもの親の一人として、感謝を申し上げます。

今日は、どうぞよろしく願いいたします。

○山崎特別支援教育担当係長 ありがとうございます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、審議会次第、全体資料1の審議会委員名簿及び座席表、全体資料2の札幌市特別支援教育振興審議会条例、続いて、報告資料1の札幌市の特別支援教育を取り巻く最近の状況について、報告資料2の障害者差別解消法、札幌市立学校職員における対応要領の改訂について、報告資料3の国の動向を踏まえた札幌市のインクルーシブな教育の推進に向けて、最後に、参考資料として、現行の障害者差別解消法、札幌市立学校職員における対応要領と個別の教育支援計画の作成・活用リーフレット、令和7年10月改訂版も併せて配付しております。

以上となりますが、資料に不足や乱丁、落丁等がございましたら、事務局までお申しつけください。

報道機関の皆様は、カメラ撮影については、傍聴の方が映り込まないように、ご配慮をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、小山会長をお願いいたします。

○小山会長 このような緊張感のある空気の中でご発言するのは難しい部分もあるかと思いますが、積極的に手を挙げて、思いを届けていただければと思いますし、もし、あまり手が挙が

らなかった場合は、私からお名前をお呼びしますので、ぜひご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではありますが、お手元の次第に沿って議事を進めさせていただきます。

5. 報告・意見交流

○小山会長 まず初めに、報告・意見交流（1）の札幌市の特別支援教育を取り巻く最近の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○石川学びの支援担当課長 私から、札幌市の特別支援教育を取り巻く最近の状況についてご説明させていただきたいと思っております。

ホチキス留めされているA3判の縦書きの報告資料1の3ページの下段をご覧ください。

最初に、先ほどの教育長の挨拶の中にもありましたが、園・学校全体で取り組む特別支援教育の徹底についてという通知を園と学校に発出しました。特別支援教育の担任が不適切な指導を繰り返してしまったということを受けて、再発防止として、7月11日付で各園・学校に発出した資料となります。

この資料を基に、学校が子どもにとって安心して過ごすことができる場であり、教職員が子どもの人格を尊重し、信頼関係を基盤とした支援、指導を通して、子ども一人一人が大切にされていると実感できる学校づくりを進めております。

具体的な取組を説明させていただきます。

一つ目は、子どもとの関わりについてお示ししている四つの視点から、改めて見詰め直すようにということで周知しております。

二つ目は、学校長は、学校経営方針に特別支援教育の組織的な取組について明確に位置づけ、全教職員に周知しております。

三つ目は、校内学びの支援委員会の機能を生かし、組織的な支援体制の強化を図りました。

内容としましては、子どもに対する支援や指導が不適切な指導となっていないか、見直すことを新たに行いました。また、年に6回は定例会を開催することなど、構成員や実施回数を明確にしました。さらには、学校全体で特別支援教育を推進するため、特別支援学級の教員と通常の学級の教員が連携して取り組むことができるよう、特別支援教育コーディネーターを複数名配置することが望ましいとするなど、園、学校が適切かつ効果的な支援、指導について組織的に検討することができるようになりました。

四つ目は、特別な教育的支援の組織的、計画的な推進として、通常の学級及び特別支援学級の教員が互いの学級の授業の一部を受け持つ取組も進めております。

五つ目は、通常の学級に在籍する子どものうち、特別な教育的支援が必要と判断した子どもなどについては、個別の教育支援計画を作成することを原則とすることを明確に示し、作成した個別の教育支援計画は、教育委員会と共有し、学校と教育委員会が連携して子どもの支援、指導に関わっていくこととしました。さらには、学校からの相談だけではなく、指導主事が学校の状況を積極的に把握して、必要に応じて心理や福祉などを含めた専門家がチームとなって学校を支援するようにしております。

このように、組織的な支援体制を強化することで、学校全体で子ども一人一人を丁寧に見取り、どの子にも子どもに関わる教職員が同じ方向に向かって支援することができることで、子どもにとって心理的な安全が保たれ、自分らしく学校生活を送ることができると思っております。

続いて、1ページに戻っていただきたいと思います。

特別支援学校の状況についてお話しさせていただきます。

豊明高等支援学校並びにみなみの杜高等支援学校についての令和6年度の2校の就労率は約73%となっております。

両校では、就労支援コーディネーターを配置し、就労率向上や卒業生の職場定着支援を進めております。

就労支援コーディネーターについては、令和6年度より、福祉分野の専門性のある方に加え、企業において障がい者雇用の実績のある方を新たに配置し、企業側の視点を生かした職場の開拓及び障がい者雇用に関する理解啓発に取り組んでいるところであります。

次に、山の手支援学校の高等部の生徒は、就労支援体験としてみなみの杜高等支援学校とのコラボレーションを行い、みなみの杜高等支援学校内の杜c a f eに分身ロボットのO r i H i m eを設置して、インターネット経由で遠隔操作し、お客様との会話を楽しみました。元気に自己紹介をする生徒や緊張からうまく話せない生徒もいたようですが、学校の友達、先生方以外の関わりが少ない生徒たちにとっては大変貴重な体験となったようです。

次に、特別支援学校研究協議会については、特別支援学校教職員の専門性向上等を目的に、年に1回開催しております。

昨年度は、「人生を豊かにするために地域の中で生き生きと暮らす」というテーマで、当事者を招いてインタビュー形式で、学生時代、社会生活の中で考えたこと、苦勞したことをお聞きしました。

当日は、特別支援学校からは112名、幼稚園、小学校、中学校、高校からは131名、計243名が参加しました。

今年度は、ウェルビーイングについて、藤女子大学の先生を講師に招いて講演をしていただく予定となっております。

次に、学びのサポーター活用事業をご覧ください。

近年、義務教育段階の全児童生徒数は減少しているのに対し、特別支援学級に在籍する児童生徒の数は増加している状況です。特別支援学級においても学びのサポーターの活用を要望する声があり、特別支援学級においても活用できるように事業を拡充してまいりました。また、医療、福祉、介護の有資格者が登録するアプリを積極的に取り入れるなどして、宿泊的行事へ同行できる介助アシスタントを確保してまいりました。

次に、札幌市立学校における看護師配置事業については、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、業務委託により看護師配置を実施しております。

今年度は、27校で活用されており、それぞれのお子さんの医療的ケアの状況によって派遣の時間を調整しております。

また、令和6年度より医療的ケア指導医や看護師を医療法人稲生会に委託して、その医師や看護師が各学校に巡回指導を行うことで、医療的ケア児が安全に学校生活を送れるように支援体制を整えております。

具体的には、入園・入学前の巡回指導を行っております。本人、保護者に加え、学校、医師、看護師等で支援体制や、本人、保護者の意向を確認する機会を設けております。その後も継続して定期巡回指導を行い、子どもの成長に伴った支援の方向性について関係者間で確認をすることや、必要に応じて臨時巡回指導も実施しております。このような取組を通して看護師配置が実際に外れていくというケースも何例かあります。

次に、特別支援学級については、子どもができるだけ地域の学校で学ぶことができるよう開設を進めております。今年度は、小学校10校、中学校2校に自閉症・情緒障がい、病弱、肢体不自由、難聴の計12学級を設置いたしました。

また、年度初めに、難聴、肢体不自由、病弱、特別支援学級担当者による意見交流会を開催することや、特別支援学級担当者連絡協議会を行い、専門性の向上及び1年間の学級経営を行う上で大切にしていきたいこと等の共有を図りました。

次に、通級による指導については、今年度は、資料に掲載している6校に、ことばの教室、まなびの教室、きこえの教室などの8教室を開設したところです。

また、年度初めに新規開設通級指導教室担当教諭連絡会議を開催して運営及び指導に関する説明等を行うことや、通級指導教室担当者連絡協議会を開催して教育課程の確認や協議等を行いました。

幼稚園については、全ての市立幼稚園に特別な教育的支援の必要な幼児が在籍しております。各園の特別な教育的支援が必要な幼児の数に応じて幼稚園教諭を加配するとともに、保護者と合意形成を図りながら、支援の必要なお子さん全員の個別の教育支援計画を作成した上で、ほかの幼児とともに、学級は分けずに幼児教育を実施しております。

最後に、各学校・園共通の事項についてご説明いたします。

札幌市学びの支援委員会は、就学相談として、教育上必要な支援の内容や就学先などについて、委員からの意見聴取や意見交換を行っております。

全国の傾向と同様に、札幌市においても、近年、特別支援学級や通級指導教室などを利用する児童生徒の増加に伴い、就学相談の件数が増大しております。しかし、円滑な手続が進むよう工夫をしながら運営を進めております。

特別支援学級へ見学後は、本人の実態に応じて交流及び共同学習を積極的に行うなどしながら、再び通常の学級へ在籍を変更する事例も年々増えてきており、昨年度は138名が通常の学級に転籍しております。

次に、特別支援教育に関わる教育相談の状況ですが、幼児の教育相談は、ちえりあ内の幼児教育センター及び各区の研究実践園、小学校の空き教室を利用して、市内10区において教育相談を実施しております。昨年度は4,152件の相談件数となっております。

小中、高校生の教育相談につきましては、市内の3か所で実施しております。令和6年度より相談体制が6体制から9体制になったことで、以前よりも待たずに相談につながるようになりました。昨年度は4,536件の相談件数となっております。

次に、校内学びの支援委員会については、特別な教育的支援が必要な子どもの実態の把握や支援方法について組織的に検討することに加え、新たに子どもに対する支援や指導が子ども一人一人に寄り添った適切な内容となっているかを確認する場として、学校全体で支援、指導の在り方を振り返るようにしております。

次に、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用についてですが、先ほど、通常の学級に在籍している児童生徒についても、特別な教育的支援が必要と判断した子どもについては、個別の教育支援計画を作成することを原則とし、対象を拡大したことをお伝えしました。それに伴い、本日、机上に置いているリーフレットを改訂しました。今回は、個別の教育的支援の効果的な活用に向けてという観点で改訂し、各学校へ発出して、ホームページにもアップしております。

最後に、特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を目的として、特別支援学級担当者連絡協議会及び通級指導教室担当者連絡協議会をこれまでの1回から3回に増やして実施することとしております。また、今年度は、新たに進路支援の一層の充実を図ることを目的に、特別支援教育における進路支援に係る研修会を2回開催しました。

以上、雑駁ですが、最近の状況についてのご説明を終わります。

○小山会長 それでは、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はありますか。

○山本（彩）委員 感想一つとご質問を一つさせてください。

感想につきましては、サポートファイルさっぽろについてです。

私は、以前勤務していた発達障がい者支援センターでサポートファイルさっぽろの導入から活用まで携わってきたのですが、札幌は児童福祉領域と教育がコラボしてサポートファイルさっぽろをつくったというのがすごく先進的な地域で、それを形骸化させずに、このように活用してくださっていることに心から感謝しております。誠にありがとうございます。

次に、今のご報告の中にも、小・中・高校生の教育相談をちえりあ、まこまる、リフレサップポで拡充してくださっているお話がありました。私も常日頃、限られた予算の中で札幌市が拡充してくださっているということを肌身に感じておりますが、教育相談の中で行われる心理検査について質問します。

先ほど、残念なことに、学校の先生から生徒に暴力があったというお話がありました。成人の分野でも、どう理解したらいいかわからず、興奮しているとか、思うように学びが進まないのはなぜかというところで憤ってしまって、先生も叩きたくて叩いたりするわけではないですが、どう理解したらいいかわからなくてそういう行動に至ってしまうということは、学校現場に限らず、福祉の現場でも起きています。ですから、生徒を理解するというのが非常に重要だと感じております。

それについては、専門性の高い教育相談室につながって、そこで専門的な心理アセスメントをするということが考えられると思うのですが、現状、どのような心理アセスメントが行われているか、また、学習の凸凹については、幾つかの心理検査を組み合わせたバッテリーを組むというのがスタンダードになっていますけれども、バッテリーを組んで心理検査を実施することが行われているかどうか、現状を教えてください。

○松田特別支援教育相談担当係長 教育相談担当課の松田と申します。

ご質問のあった2点について回答させていただきます。

現状行っている心理検査、主に知能検査ですけれども、当相談室でよく実施しておりますのは、WISC-IVの知能検査、また、お子さんの実態に応じまして、ビネー式の検査です。そして、なかなか発語がないお子さんについては、PVT-R絵画語い発達検査が主に行っている検査でございます。

もう一つご質問、ご指摘、ご意見でありましたお子さんの理解、どう理解していったらいいのかといったテストバッテリーのお話がございました。今、山本（彩）委員からありましたように、私たちも子どもたちの実態を多面的に捉えるためのバッテリーというのは、とても大切な視点であると常々認識しているところではございます。

先ほど申し上げましたように、主訴や必要性によっては、例えば、WISCの検査とPVT-Rを組み合わせたリ、またはビネー検査を組み合わせたリということで、WISC検査も実施できないお子さんについては、多面的に捉えながら実施しているところです。

ただ、資料の教育相談の状況というところに書かせていただいた年間の相談件数について、小・中・高校生で4,536件ということで、年々増えている実情にあります。どうしても教育相談の件数が多いために、多くの相談で複数の検査を実施することが時間的に難しいというのが実際のところではございます。

もう一点、今のご質問に当たるかどうか分かりませんが、教育相談室の中の相談は、主に保護者への学校からのお話、また、子どもの行動観察を通した結果としての教育相談が主になりまして、検査は必要に応じてということで実施しているところです。

検査についても、学校からのニーズがあるのですが、子どもの実態を見たときに、無理に検査を実施することでお子さんが嫌な思いをすとか、場合によっては、教育相談室に来ることを拒否してしまうといった事例もございますので、今後の相談につながっていくためには、かなり慎重にお子さんの様子を見ながら、検査の実施の可否も判断しているところです。

今、山本（彩）委員からお話がありましたように、複数の検査が実施できていないという状況にもつながっていると思ひ、お話をさせていただきました。

今お伝えしました件数の多さやお子さんの実態から実施できていないのが実情ですが、先ほど申し上げましたように、バッテリー、複数の検査を通して多面的に子どもの姿を捉えていくというのは大事な視点です。今、年間の相談が4,000件を超えているという状況も鑑みながら、私たちも引き続き考えて取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山本（彩）委員 もちろん、お子さん、親御さんのニーズを無視して検査することは絶対にあってはならないと思ひますので、ニーズがあった場合という前提でのご質問でした。

これからもさらに検討してくださるということですが、特に学習障がい凸凹を見るためのガイドラインについては非常に短時間でできるものですので、お子さんにニーズがある場合は、ぜひ導入を検討いただけると幸いです。

○小山会長 今のご質問は非常に重要かと思っております。ぜひ、学校現場または保護者の皆様の立場から、生徒を理解するということと、理解した生徒にどう接するのかといった点ではいろいろと考えなければならぬことがある気がするのですが、どなたかご意見をいただける方はいらっしゃいますか。

○小倉委員 まなびの教室担当の小倉です。

学習症のことが出ましたが、通級指導教室はそういうお子さんを対象にしています。今、山本（彩）委員がおっしゃったように、教育相談で行っているWISCやビネー、PVT-Rの検査では学習症は分からないということを相談員の方に一度確認してほしいということと、分からないときには専門のところにつなぐようにお声かけしていただきたいと、現場にいても強く感じています。

学校の教室を見ていると、1・2年生で明らかに読み書きに苦しさがあつた子と出会つたときに、すぐに教育相談につなげると、WISCでは問題ないねと言われて帰つてきてしまう。そうすると、通級でも外部の支援の場所でもいいのですけれども、つなげるのがすごく難しくなつてしまうので、保護者のお話の中から、漢字が覚えられないとか、学習のテストがすごく

悪い場合は学習症の可能性がすごくあるので、教育相談のお話の聞き方も丁寧をお願いしたいというのが現場からの意見です。

もう一つは、私は通級を担当していて、簡単な検査はかけられます。ただ、自校のお子さんは通級の判断が出ていなくてもかけられるのですが、他校のお子さんについて、見学に行ったときにこの子は絶対に何かあるかなと思ってなかなか検査にかけられない状況にあります。また、医療機関を予約しようと思ったら半年後とか1年後になって、その間、子どもたちがどんどん勉強を嫌いになっていって不登校になってしまうので、とても忙しくて大変かと思うのですけれども、現場と委員会と相談機関で考えて、すぐに検査して一緒に支援を考えるような策が生まれたらいいなと日々願っています。

感想でした。

○小山会長 ほかにございませんか。

○竹森委員 2ページに通級による指導について書かれております。その丸の二つ目に巡回による通級指導について書かれています。昨年度の資料には前年度実績が書かれていたけれども、このたびは載っていません。ほかの項目と同様、やはり推進状況を確認する上で数値の変化はとても大事だと思いますので、その辺も教えていただけるとありがたいです。よろしくお願いたします。

○金澤特別支援教育推進担当係長 昨年度の巡回通級の実績につきましては、現在、まだ調査中になっておりますので、全ての結果が出たらお伝えできればと思っております。

○小山会長 ほかにございませんか。

○池田委員 幾つか教えていただきたいところがあります。

まず、サポートファイルさっぽろについてです。

保護者やご本人にも連携につなげていくために始まっているのかなと思ったのですが、今の幼稚園では、支援が必要なお子さんの皆さんがつけられているということで、例えば、保育園や児童デイを利用されているお子さんでまだつけられていない方に関して、就学前から子ども未来局や障がい福祉課と連携して作成を進めていこうといった連携はあるのでしょうか。

○吉本幼児教育相談担当係長 幼児教育相談担当係長の吉本です。よろしくお願いたします。

まず、保育園、保育所に関わりましては、子ども未来局でもサポートファイルの重要性をすごく感じているので、今年度からそういうサポートファイルをつくっていくというところで動いているというふう聞いております。私どもも、先に幼稚園のほうでつくっていますので、子ども未来局と教育委員会で連携しながら、サポートファイルのつくり方だったり、必要性だったり、連携をしながら進めているところです。

ただ、デイサービスは私どもも分からない部分ではあるのですが、園でつくっているものをデイサービスに共有してという、まさにサポートファイルの意図を汲むながら進めていただいている保護者さんもいらっしゃると思いますし、デイサービス側の意識もそういったところにあると感じております。

○池田委員 作業療法士という立場なのでデイの方と関わることも多くて、お持ちでないご家庭の場合は、これをつくって学校の先生と一緒に見たほうがいいよとお薦めしてくれているデイもあるようです。そういうふうにはほかのところからもアプローチできると使っていくことができると思ったので、お聞きしました。

特別支援教育コーディネーターと就労支援コーディネーターについてお聞きします。

みなみの杜の就労支援コーディネーターの方は、ほかの専門家の方も入っているということだったので、専任ということかと思って聞いていました。特別支援教育コーディネーターの方は、ほかの学級を担当されている先生は兼任されている方がすごく多いと思うのですが、人手が足りないところもあって専任は難しい現状なのかなと思うのですけれども、今後、専任になっていくような見通しはあるのでしょうか。

○石川特別支援教育担当係長 特別支援教育担当の石川からご回答させていただきます。

まず、就労支援コーディネーターにも触れていただきましたので、就労支援コーディネーターは、いわゆる校内の人材ではなく、教育委員会から委嘱をした者がみなみの杜高等支援学校と豊明高等支援学校の2校に行っております。

就労支援コーディネーターは2名おりまして、福祉系に強い方と、労働系に強い企業側の視

点を持っている方が2校に配置されている状況です。

また、特別支援教育コーディネーターについては、校長先生が、今年度はこの人に頼むねという形で学校職員を校内に配置している状況です。今、池田委員のお話にあったとおり、専任というのがなかなか難しく、例えば、特別支援学級の先生がなっていたり、保健主事という立場で小学校の通常の学級の先生がなったりしております。

ただ、先ほどご説明した7月11日の通知の中で、1人になると負担が多いところから、複数名を指名し、しっかりと校内の体制の中で円滑に校内の特別支援教育が回るようにということもお伝えしている状況になっておりますので、ご回答させていただきます。

○小山会長 ほかにございませんか。

○藤根委員 7月に出された通知は、残念な事故の経過の中で各学校に対して通知がなされたということで内容を見させていただきましたところ、子どもとの関わりを改めて見つめ直すということで、まさに特別支援だけではなく、いじめ、不登校にもつながる、学校としての子どもの理解と見直しにつながるのだなと思って聞いておりました。

学校経営方針を明確に位置づけるということと、学びの支援委員会についても年間6回ということで、先ほどのお話にありました学習症の子どもたちや様々な発達障がい等を有するような子どもたちの理解の機会になればいいなと思いながらお話を聞いていたところでございます。

年6回の定例会ということで、とてもいい取組だと思うのですが、具体的にどのような内容で進めていくかについて具体化されていくとさらにいいなと考えてお話を聞いていたところでございます。そんな感想を持たせていただきました。

それから、感想と質問を二つほどさせていただきます。

一つは、教育相談の件数が物すごく増えていて25%の増ということですが、これだけのニーズがどうした形で、背景には何があるのかが分れば教えていただきたいです。それだけ特別支援教育に対する期待が膨らんでいるのだらうと思うのですが、その背景に一体何があるのかなというあたりが分れば教えていただきたいです。

また、特別支援学級へ入級したら必ず見直しをして、かなり多くの子どもたちが通常の学級に戻っていくような状況も報告されておりました。その中で、私の記憶にあまりなかったのですが、肢体不自由の特別支援学級が今回は幾つか設置されていることもありまして、肢体不自由については、様々な一人一人の教育的ニーズの広がりによって設置されるようになったと思っていますが、今、札幌市にどのぐらいの数があるのか、よろしければ教えていただきたいと思います。

○松田特別支援教育相談担当係長 教育相談の件数の増加についてのご質問でございました。

詳細に分析していかなければいけないのですけれども、まず、1点、相談の枠が6相談体制から9相談体制になったということです。先ほど石川課長からも説明がありましたけれども、相談の枠が増えたことで必然的に入れる相談も多くなったところです。実は、令和6年度までは、その枠が少なかった分、相談につながるまでの日数もかなり長かったのですけれども、枠を増やしたことで入りやすくなったということかと思えます。

また、私たちはより丁寧な教育相談を常に実施しているところですが、保護者、学校からも、相談の回数を増やしてほしいということや、より丁寧な相談につなげられるように、より詳細にお子さんの実態をお聞きしながら実施しているところです。

特別支援学級や通級指導教室につながる相談だけではなく、私たちの相談を通して、支援策を考え、学校のほうにお返しし、さらに、またそれをもって相談に来ていただくということも件数的には増えてきているかなというところで進めております。

○工藤特別支援教育推進担当係長 学びの支援担当課の工藤でございます。

2点目にご質問いただきました肢体不自由特別支援学級の設置校数につきましては、確認を行っておりますので、後ほどお伝えさせていただきますと思います。よろしくお願いたします。

○藤根委員 札幌市が一人一人のニーズに対応するために前向きに取り組んでおられる様子を感じたものですから、お聞きしたくて質問させていただきました。ありがとうございます。

○小山会長 ほかにございませんか。

○徳永委員 私たちは肢体不自由児者父母の会ですので、肢体不自由に特化した質問をさせていただきます。

肢体不自由学級、私も、ひまわり整肢園に通われていたお子さんが南区のほうに学級をつくっていただいて、とても喜ばれているお話を伺って、よかったなと思っているところです。

そこで、また昨年と同じような質問をさせていただくことになるのですが、介助員について、1校につき700時間という時間の使い方は変わっていないのでしょうか。

また、以前、特別支援学級に通われて頑張っていたお子さんの時間数が足りないということで親の負担が増えまして、道立の肢体不自由の養護学校に通う選択をされた方が複数いらっしゃいましたし、そこを改善してほしいということを言い続けていくしかない状況です。

情勢が大変なことは分かっているのですが、そこは声を上げていかなければいけないということを伝えさせていただきます。

また、病弱のほうもつくっていただき、医療的ケアがあるお子さんが通われているということは、とてもすばらしいなと思いました。本当にありがとうございます。

○工藤特別支援教育推進担当係長 ご質問とご意見をありがとうございます。

現状は、介助アシスタントの時間数を各学校に配当させていただき、お子さんの支援に当たらせていただいているところです。

ただ、今ご意見をいただきましたように、時間数に限りがあるという中では、お子さんの実態で、学校活動を行っていく上で、本当に時間数が満たされているかどうかという課題につきましても、私たちもしっかりと検討していかなければいけないと考えております。

そのためには、今後、介助アシスタントなどの有償ボランティアの在り方について、この状況で今後も耐え得るかどうか、お子さんのために支援が継続できるかどうかという視点も強く持ちながら検討を進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○徳永委員 帯広市では生活介助員という体制があるそうで、常時、移動などの対応を市で行われているということですので、そういう考え方を入らせていただきたいと思います。

○工藤特別支援教育推進担当係長 お子さんの実態や活動の幅のほか、保護者の方のご負担もしっかりと鑑みながら、今いただいたご意見も含めてしっかりと検討を進めていきたいと思っております。

また、先ほど藤根委員からいただいたご質問についてですが、肢体不自由特別支援学級の設置校数につきまして、現在、小学校が6校、中学校が2校、合計8校に設置しております。

○小山会長 ほかにございませんか。

○岩井委員 厚別区PTA連合会の事務局があるのはひばりが丘小学校内で、ひばりが丘小学校内には通級指導教室があります。保護者側の角度からですが、保護者の理解が浸透しにくいのです。例えば、特別支援学級から通常の学級へ転籍することがあるのも、保護者が理解しているかと言われると、そこに関心がある保護者はもちろん理解しているのですが、理解をしていない一般会員がほとんどです。

その中で、札幌市PTA協議会としましては、教職員と保護者の学びの場、機会の創出に重きを置いて今年度は活動しているのですが、もっとまなびの教室や通級指導教室の方と連携を取りたいと考えています。

例えば、1年間を過ごして見て、うちの子はもしかしたらなど、いろいろ思うところがある方がいらっしゃると思うのですが、実際問題、どこに相談したらいいか、分からないのです。通級指導教室がある学校に通っている保護者は何となく理解していると思うのですが、前々から感じていたのは、一般会員への周知、情報共有が今ひとつうまくいっていないのかなということです。

というのも、私は美容室を営んでいるのですが、お客様からそういった相談をされることもあるのです。今、マンツーマンでやっているのですが、保護者側の不安を拾いやすい環境なのですが、特別支援学級に行ってしまうと戻れないというイメージを持っていらっしゃいます。転籍されている方もいるということを知っていれば、もしかしたら不安を取り除けて、うちの子はそうかもとか、いろいろと感じている保護者の方々がそういうところに子どもを教育の場所として置きやすいのかなと感じることが度々あります。

ですから、例えば、すぐーるの活用などは校長判断なので、学びの支援の先生方から発出していただけるように頼んでいただくとか、我々よりも専門の方々が各学校にお願いしていただいたほうが状況も全世帯に届きやすいと思います。

保護者からというよりも、専門家の方から、年度の終わりなどにそういった現状が保護者の目に留まるような何かがあると、保護者としては、自分の子どもを適切な場所に置くという行動に移せると感じています。

○小山会長 これは学校にも関わることですが、事務局から何か回答はありますか。

○工藤特別支援教育推進担当係長 すぐーるの活用については、学校現場の状況もありますので、ぜひ校長先生の皆様にもご意見をいただきたいと思います。

お子さんの状態や今後どういうふう成長していくのかといったご不安を含めて、学校の支援体制の中で一緒に考えていけるような情報発信の在り方については、機会を設けて検討していく必要があると考えております。

ぜひ、学校の状況や様子もお聞かせいただくとありがたいです。

○小山会長 本日、校長先生が3人来ていらっしゃいますので、川見委員から順番に一言ずつお話しただければと思います。

○川見委員 本校にも特別支援学級と通級指導教室がございまして、それぞれの専門家がおります。

特別支援学級の教員は、通級指導教室の教員や外部の講師を呼んで対象の児童や保護者に対する研修会が行われており、対象の児童や保護者の方への理解は深まっていると思います。ただ、もしかしてと心配なご家族やお子様に対する広い周知や理解が不足していると感じていますし、お話を聞いて、学校でできることはたくさんあると思いました。

また、情報の周知や発信ですが、我が子はどうなのだろうとすごく熱心に考えてくださる保護者もいらっしゃいますし、そこまでたどり着かないという保護者もいらっしゃるのので、そのお子さんやご家庭に応じたアプローチの仕方が必要だと思います。

それもこれから充実させていきながら、どのお子さんにも支援ができることなど、学校としては、広く理解を深められるような機会をPTAなどと連携しながらやっていきたいと思いました。

○岡田委員 私の立場からは、自校の問題と札幌市全体の特別支援学級や通級指導教室を設置されている学校の校長会としてどのような考えなのか、状況が上がってきているかをお話しさせていただきます。

まず、札幌特協と言われている札幌市特別支援学級、通級指導教室を設置している学校の校長会では、17年間、幼稚園や保育所、こども園の担当教諭を対象にして、幼児教育センター等のご協力もいただきながら、特別支援学級の授業を見ていただく機会を年に一度つくってまして、全10区で行っております。

なぜそういうことを行っているかといいますと、小学校に入学する以前に、自分のお子さんがどんな状況なのか、幼稚園やそれぞれの教育機関へご相談されることもあるわけです。そのときに、小学校に入ってからどんな教育体制があるのかも含めて、知っているのとそうでないのとは、そして、実際に見たことがあるのとないのでは大きな違いがあると考えているからです。この事業は、かなりのニーズもあり、ずっと続いてきております。

その中で声として聞こえてきているのは、小学校の特別支援学級での教育、通級指導教室での教育がこういうふうに行われているということがその場で知ることができ、保護者の不安に応える材料ができるということです。そして、入ってから実際に子どもたちがどんなふう成長し、先ほどもお話がありましたけれども、特別支援教育の学級から通常の学級へ転籍するケースも少なくないということもお話しただけです。

本校の話ですが、今年度は入学前の就学相談が例年の2倍ぐらいあります。それも、幼稚園や保育所、こども園等を含め、市立幼稚園は少なくなりましたが、各小学校の中で担当の方が保護者を対象にして一生懸命に教育相談をしてくださっている成果だと思うのです。ご相談をいただくことも増えています。

次に、自校の話です。自校ではどうしているかという、ご心配いただいている内容と重なるかと思うのですが、実際に知らないということが一番大きいのです。それについて、どう情

報提供していくのかです。

難しいのは、各ご家庭で特別支援教育に対する捉え方がまだ様々であるということで、そこが非常にご心配いただいている部分ではないかと思えます。そこに関しても、特別支援学級の子どもたちが通常の学級に交流という形で様々な活動に参加して一緒に行ったり、共同学習という形で学習を一緒に進めたりした結果、通常の先生と特別支援の先生がその子について情報交流をして一緒になって保護者に伝えていくということもそれぞれの学校でかなり活発にされているということです。

ただ、難しいのは、通常の学級の中で自分の子どもがどういう状況なのかを把握したり、把握したことをどう受け止め、今後どうしたらいいかをどういうふうに相談するかは迷いますよね。基本的には、各学校での個人懇談を含めて、いつでも教育相談をできる形を取っています。

また、先ほどお話がありました特別支援教育コーディネーターの役割が非常に大きいです。委員会から複数配置等の通知等をいただきながらではありますが、実際に複数配置している学校はかなりの数に上っております。その方々が間に入りながら、一緒に教育相談をすることによって、お子さんに関してご心配がある方、それから、今後について考えたいことがある方をできるだけ多く拾い上げながらお話ができるような体制を各学校で取れるようになってきていると思えます。

教育委員会の皆さんには、今回の通知などを通して後押ししていただいています、校長会としても非常にありがたく思っているところです。

○井上委員 今、お2人の校長先生におっしゃっていただいたとおりでと思います。岩井委員のお話を伺って、まだまだ保護者の皆さんに伝わっていないという実感を改めて持ちました。学校ではホームページに意図的に特別支援学級の活動を掲載しているのですけれども、それでもきっと足りないのだな、まだまだ努力が必要だなと思っています。

あわせて、先ほどおっしゃっていた特別支援学級の基本的な制度の枠組みについて、札幌市全体でもっと保護者の皆さんに伝えていく必要もあると思えます。例えば、小学校に入学するときや中学校へ進学するときなど、方法はいろいろとあると思えます。すぐ一でお伝えすることも一つですし、スマホをうまく使えないというご家庭も一定数ありますので、紙ベースで併せてお伝えするという方法もあると思うのですけれども、いずれにしても丁寧な周知が必要なのだなと感じております。

○小山会長 司会の進行が悪く、一つ目の議題で11時を回っております。

(1)についてまだご意見がある方には後ほどいただくとして、(2)に入っていきたいと思えます。

たくさんのご意見をいただきましたので、事務局には、この意見を受け止めていただきながら、今後の事業実施に向けて検討を進めていただければと思います。

それでは次に、報告・意見交流の(2)の「障害者差別解消法札幌市立学校職員における対応要領」の改訂について、事務局から説明をお願いいたします。

○石川学びの支援担当課長 それでは、障害者差別解消法札幌市立学校職員における対応要領の改訂についてご説明をさせていただきます。

A4縦判の報告資料2及び改訂版の対応要領(案)をご覧ください。

また、平成28年2月策定の現行の対応要領を参考としてお配りしております、三つあります。

まず、改訂の経緯についてです。

共生社会実現のための取組を推進するため、事業者に対し、合理的配慮の提供を義務づけるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいや理由とする差別を解消するための支援措置を強化することを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」、いわゆる改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行されました。

文科省におきましては、改正障害者差別解消法に基づいて、所管する教育、研究、文化などの分野における事業者が障がいのある人に対して不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を提供するために具体的な対応の目安や考え方を示す指針である文部科学省所管事業分野におけ

る障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正しました。

札幌市におきましても、障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針～共生社会の実現に向けて～を改訂するとともに、共生社会実現を目指して令和7年3月に「札幌市誰もががっつき合う共生のまちづくり条例」を制定しました。

また、令和7年11月に行われた次期学習指導要領に向けた中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の特別支援教育ワーキンググループにおいて、合理的配慮の提供を促すための方策が検討されました。

このような動向を踏まえまして、より一層、障がい者を理由とする差別の解消に向けて、障がいのある子ども及び保護者に寄り添いながら学校等の関係者全体で適切な対応ができるよう、理解促進を図ることを目的として、札幌市立学校職員における対応要領を改訂することとしました。

次に、改訂の具体的な内容につきましては、改訂案の赤字部分がこのたび追記や修正をした箇所となりまして、各ページにわたっております。

国の基本的な考え方を示すとともに、障がいのある人が日常生活または社会生活で受ける様々な制限は、障がいのある人自身の心身の働きの障がいのみが原因のではなく、社会の側に様々な障壁があることによって生じるものという障がいの社会モデルの考え方を明記しました。

また、学校が子どもや保護者と建設的対話を行い、合意形成を図ることができるよう、合理的配慮の提供のプロセスを明記するとともに、対話の際の留意事項を新たに追記しました。

加えまして、第3章に公立高等学校入学者選抜等における合理的配慮についての流れを記載するとともに、第4章には相談窓口を記載しました。

なお、平成29年2月に発行した別冊取組集がありまして、現在、学校において取り組んでいる合理的配慮に加えて、当事者の声を踏まえた上で令和8年度内に改訂する予定であります。

より一層、障がい者を理由とする差別の解消に向け、障がいのある子ども及び保護者に寄り添いながら、学校等の関係者全体で適切な合理的配慮を提供し、子ども一人一人が自分が大切にされていると実感できる学校の実現に向けて取組を進めてまいりたいと思います。

○小山会長 ご意見をいただく前に、札幌学院大学の山本（彩）委員が退席されるということですが、何かございませんか。

○山本（彩）委員 本務の関係で一言お伝えいたします。

内容について事前に拝見しまして、とても素晴らしい改訂だと思いました。さらに言うと、平成28年の頃から非常に先進的なものをつくっていただいて、ホームページにも掲載していただいている、札幌市はすごく先進的だなと思っているのですが、一方で、平成28年の文書にたどり着くまでに、ホームページ内のあらゆるところを開いてやっと出てくるという感じです。

今回の改訂で、これでいきたいと思いますとなりましたら、これは共通言語になるものだと思いますので、保護者、ご本人、学校関係者、その他の方が見たらすぐ分かるよう、分かりやすいところに掲載する、または、誰が見ても分かるように図示するなど、工夫していただけるととてもうれしいです。

○小山会長 それでは、ただいまの件につきましてご意見やご質問等がある方はいらっしゃいませんか。

○山本（文）委員 先ほどお話ししたように、私は障がい当事者です。

私どもの団体でも合理的配慮や共生社会は常に頭に置いて活動を考えています。ここに出てきたので、やっぱりこれは大事なことだと思いました。

合理的配慮、共生社会について先ほどお話がありまして、本人と学校と保護者の方のいろいろな考え方を交流して確認していくということだったと思うのですが、一番大事なのは、本人がどうしたいのか、どんなことに楽しみを感じたり、どんなことをやりたいと思っているのかだと思います。確かに、学校と保護者が話し合いを持ちながらになりますけれども、やはり本人を横に置いておくことではないかと思っています。

以前、ここに参加したときに、ケーキづくりが好きでパティシエになってケーキ店を開きま

したというお話もありました。そういうふうに一人一人が持っているものをどこかで共有しながら見ていき、それを伸ばし、社会に出たときにその子の合理的配慮が損なわれていけばサポートしていく、それが共生社会だと思います。そして、そういう子どもたちが社会に出ていてくれるのは非常にやりがいのあることだろうと思います。

外れるかもしれないのですが、私が子どもの頃はこんなに立派なものがあるとは思いませんでした。母は、障がいを持っているとほかの子どもと同じ学年だと大変だろうということで私を1年遅らせて小学校に入れました。特別支援学級があったらどうなのだろうと考えながら聞いていました。確かに、普通学級に行くと、いろいろな苦しいこともあり、自分はみんなと違うのだよなと感じます。ただ、その違いはしっかり持てていないのです。病気でこうなって、ここが悪くて、どこに障がいがあるということは自分からは言えません。そうして小学校、中学校を過ぎてきて、やっぱり私は支援学級に行ったほうがよかったかなと思うときも人生の中でありました。

でも、今、この年になって振り返ると、いろいろな強さといろいろなつながりを自分なりにつくりました。支援学級には支援学級のよさがあるだろうし、普通学級には普通学級のよさがあると思います。ただ、メディアの中で見るものは、障がいを持った人が普通学級にいて、でも、頑張っているのです。同じ障がいを持った人たちがそれを見たときにすごく励みになるのです。

自分が過ごしてきた小学校、中学校の時代と、今、こういうふうに皆さんが一生懸命に考えてくださる時代の中で、自分はどこに置いたらいいのだろうと思いつつ聞いておりました。

ただ、こういうふうに考えてくれる人たちがいること、共生社会、合理的配慮を何とか子どもたちにとって考えてくれる人がいることは、後になって子どもたちが気づいたら感謝と喜びをすごく感じると思うのです。だから、ここに出されていることは本当に立派で、こうなったらいいなと思いつつ聞いておりましたが、そこにたどり着く努力には大変なものがあると思います。ぜひ、これを実行していただきたいです。

合理的配慮も、障がい者は本当に大変な思いをしています。それをお店に行って要求したり、ここが不自由なのですよと言って、相手側の理解を得たりしていきます。共生社会も、健常だから、障がいがあるからというものを飛び越えていかななくてはいけない時代なのだと思います。

一番言いたいのは、皆さんの一生懸命な努力によって、100%とはいかないけれども、これがクリアできていったらいい社会ができるなということなんです。

それから、支援学級にいたからといって、普通学級に移る移らないは、本人がどうしても普通学級に行きたい、僕はこうしたいのだ、私はこうしたいのだというものがあれば、保護者に理解をいただいてサポートしていただければとてもうれしいです。

○小山会長 冒頭、去年、私が言ったパティシエの話をしていただき、とてもうれしく思いました。

○石川特別支援教育担当係長 今の委員の意見から、三つのお話をさせてください。

本人ということが委員から出ていたことは、とてもありがたく思っています。

一つ目ですが、私たちとしても、まさに子どもを中心に捉えたいと思っています。特別支援や合理的配慮にかかわらず、札幌市の学校教育の中で子どもの声を聞くということを大切に学校全体で取り組んでいるところでして、まさに合理的配慮の考え方と同じだと思っています。引き続き、子どもの声を聞きながら、子どもを中心にと思っています。

二つ目としては、委員の意見でも出ていたのですが、子どもの声を聞いたときに、自分の意思をしっかりと表明できるということも同時に育てていく必要があると思っています。聞いたときに、自分のことを理解して必要な支援をしっかりと求められる、相談できる、助けてと言える、意思の表明ができるということも引き続き育んでいきたいと考えております。

三つ目としては、共に育つ、様々な子が学級にいるという視点です。

合理的配慮を受ける子どもたちだけではなく、周りの子どもたちにもいい影響があると思っています。共生社会の担い手となる子どもたちは、例えば、高校生や大人になって社会で働いたときに、今度は合理的配慮を提供する側になりますので、学校教育の段階で様々な子たちの中で合理的配慮が当たり前の学校を経験することによって、その子たちが社会に出たときに、

まさに共生社会をつくる担い手になると思っております。

周りの子どもたちにもしっかり伝わるように取組を進めたいと思っておりますので、お話しさせていただきます。

○小山会長 ほかにごぎいませんか。

○池田委員 文部科学省が出している学校における合理的配慮のプロセスというモデル図がありまして、これは文部科学省が出しているそのままのものだと思います。

合理的配慮を申し出るところは、ハードルが高いのに小さい枠だなと思いました。また、調整と決定がどんと出ているのですけれども、正直、決まってからも、子どもは、ちょっとやったら違った、ちょっとやったらすぐできたというふうにすごく流動的なものなのかなと関わっていて感じるのです。

もし札幌モデルみたいな図をつくるとしたら、PDCAのDCAの部分の部分をすごく大きく打ち出していただき、どんどん見直せる、違うと思ったら相談できるようにしてほしいです。また、提供する先生側も、これで決まったからやっているけれどもとすごく悩まれている方がいらっしやると思うので、このあたりを打ち出していただけたらうれしいと思います。

○石川特別支援教育担当係長 まさに今、札幌モデルを考えて年明けの3月に要領を出す予定です。ご意見を参考にしたいと思っております。

私たちの案としましては、個別の教育支援計画に明記をした上で、本人がそれに参画しながらPDCAサイクルの見直しを図っていくようにという思いでおりますので、それが伝わるような要領にしていきたいと思っております。

○小山会長 ほかにごぎいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○小山会長 たくさん意見をいただきましたので、事務局のほうでご対応をよろしくお願いいたします。

それでは、報告・意見交流の(3)の国の動向を踏まえた札幌市のインクルーシブな教育の推進に向けてについて、事務局から説明をお願いいたします。

○石川学びの支援担当課長 (3)については、(2)でお話しいただいたことがかなり絡んでくると思います。

私から、国の動向を踏まえた札幌市のインクルーシブな教育の推進に向けてについてご説明をいたします。

A3判横のカラーの資料3をご覧ください。

まず、国の最新の動向、札幌市のこれまでの主な取組、最後に今後の検討の方向性についてご説明いたします。

インクルーシブな教育の推進については、国においても喫緊の課題として議論が進められているところです。令和3年1月の新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告においては、障がいのある子どもが自立し、誰もが共生社会の一員として活躍できる社会を目指すという国のビジョンが示され、早期からの相談、さらには、支援の充実、学びの場を円滑に変えられるようにするための教育課程の接続、全ての教員の特別支援教育の専門性向上などが求められております。

次に、令和5年3月の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告では、通常の学級に在籍する発達障がいなどを含む支援が必要な子どもたちへの支援をどう強化するかについて示されました。

主な内容としては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に指導、支援を行う組織的な体制の充実、自校通級や巡回通級などの通級による指導の体制の整備等、特別支援学校が持つ専門的な知識、経験を地域の学校へ生かすセンター的機能の強化を図ることなどが示されました。

また、令和7年9月の中央教育審議会教育課程部会教育課程企画特別部会の論点整理の資料の中では、次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方の一つに多様性の包摂が示されました。教育課程全体を包摂的な仕組みに改め、一人一人の個性や特性、背景を踏まえた対応が可能な仕組みを整えていくことが今後は求められることとなりました。

次に、こうした国の動向を踏まえた札幌市のインクルーシブな教育の実現に向けた取組につ

いてです。

交流及び共同学習では、授業や学校行事など、日常的な活動の中で互いの個性や強みを知り、認め合う機会を計画的に設定しております。

担任交換授業では、特別支援学級と通常の学級の担任が互いに授業を行うことで、互いの状況を理解し合う機会を創出し、教員間の専門性の共有を図っております。

合理的配慮の提供については、個別的教育支援計画等の作成、活用の充実を図り、学習上、生活上の障壁を取り除くための配慮を組織的に行っております。

校内学びの支援委員会の充実については、幼児、児童、生徒一人一人の支援を園、学校全体の共通理解に基づく組織的な活動として機能させるための仕組みを強化しています。

しかしながら、これらの取組を進める中で、子ども一人一人の状態や気持ちに寄り添い、進めていくべきところですが、活動の目的や意図が教師の視点で進んでしまっているという課題もございます。本市が教育の根幹としている人間尊重の教育をより一層推進することや子どもの声を聞くことが学校づくりの基本的な考え方として取組を進めていく必要があると考えております。

最後に、これらの取組を踏まえた今後の方向性についてですが、目指す姿として、全ての子どもが包摂され、多様性を強みにすることを可能にする札幌市のインクルーシブな教育の在り方について、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、検討を進めるに当たっては、先ほどから何度もお伝えしているように、障がい個人の問題として捉える医学モデルから、障がいは個人にあるのではなく、学校、社会の側にある物理的、制度的、意識的な障壁に焦点を当てて、これを取り除く努力を継続するという社会モデルの考え方を重視していきたいと考えております。

これからの未来を担う札幌市の子どもたちの目指す姿について、この社会モデルの視点に立って子ども一人一人のニーズに応えるインクルーシブな教育の推進に向けて、それぞれのお立場から忌憚なくご意見をいただけると幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

○小山会長 本日は、三つ目が大きなポイントだと事務局からも言われておりましたが、残りの時間が少なくなってきました。

限られた時間の中ではありますが、ぜひ、皆様からご意見をいただければと思います。

○竹森委員 私は、真ん中の通常の学級に在籍する云々という検討会議の報告にも関わる部分で二つのお話をさせていただきたいと思います。

一つ目は、きこえの教室の増設のことです。

今年度、八軒西小学校に新たに開設していただき、大変ありがたく思っております。ただ、現在、中央中学校の教室では八つの区を担当しておりますし、南郷小学校にある教室では四つの区を対象としております。ほかの区から遠距離で通ってくる状態を少しでも改善していただきたいと思っております。

昨年度もお話したのですけれども、難聴がありながらも、遠距離通級があるなどの要因のために通うこと自体を諦めていると思われる子どもが相当数いるのではないかと考えております。

身障者手帳の聴覚障がいの高度難聴、重度難聴の18歳未満のお子さんは今年度155人います。また、札幌市の助成を受けて補聴器を購入している軽度難聴、中等度難聴の子どもは今年度246人います。これから漏れている難聴のお子さんとも多分いるとは思いますが、少なくとも合わせて401人いるということが分かっております。

一方で、今年度、札幌聾学校や北海道高等聾学校、あるいは、札幌市の小中のきこえの教室で教育的支援を受けている子どもは合わせて137人しかいません。かなり多くの潜在的に指導を必要としている子どもたちがいるのではないかと考えておりました、増設を願っております。

二つ目は、巡回による通級指導の条件の弾力化をお願いしたいと思っております。

巡回による通級指導は、遠距離通級解消を目的としていると以前からご説明をいただいております。教室を設置している区とは異なる区から通う児童生徒が対象とのことです。この条件について、もう少し弾力的に運用していただくことはできないだろうかと考えております。

以前いただいた資料の中に、通級指導の課題の一つとして、小学校の他校通級による保護者送迎の負担が挙げられていました。教室設置校と同じ区に居住していても、ご家庭によっては、共働きだったり、ひとり親家庭であったりと、様々な事情があって毎週送迎していくことが難しく、どうしても通級を休みがちになるという保護者もいらっしゃいます。月1回程度と言われる巡回指導と他校通級を組み合わせることで、通級による指導の効果が積み上げられていくのではないかと考えます。

まとめますが、先ほどの検討会議の報告の通級による指導の充実という部分の中に以下の記載があります。報告書の10ページを一部省略して読みますと、通級による指導を受けることが必要と思われるにもかかわらず、様々な理由により受けていない児童生徒が存在している可能性がある、それらの児童生徒が通級による指導を受けたいと思えるシステムづくりのほか、受けたい場合に確実に受けることができるよう、場の確保等の量的な拡大も急務であるとあります。

このような指摘を踏まえ、今申しましたきこえの教室の増設、巡回指導の条件の弾力化について、ご検討をいただきたいと思います。

○金澤特別支援教育推進担当係長 私たちとしても非常に課題になっているところだと感じております。

現在も、どのような形で通級指導が必要なお子さん、受けたいと思っているお子さんに必要な支援がちゃんと届くかどうかを検討しながら進めているところです。通級指導教室は徐々に増えているのですけれども、まだ十分ではないことも承知しております。

いただいたご意見を基に引き続き検討させていただきたいと思います。

○小山会長 ほかにごさいませんか。

○長委員 私は教育現場の人間ではなくて医療者ですので、的外れな意見でしたらご容赦ください。

インクルーシブの教育についてです。

実は、私の身近に障がいを持った家族がおりましたので、自分が成長、発達する過程でどのように困っている人をサポートするかというアンテナは成育環境から強かったように思います。周りの方の障がいのあるなしにかかわらず、何に困って自分はどんな手助けができるか、子どもたちにインクルーシブ教育を通じて育てていただけたらいいなと思っています。

教育者の皆さんが大人の側からいろいろなことを整えてくださっているのは大変ありがたいと感じておりますが、年齢にもよりますけれども、子どもが参加し、自分の教室にいる障がいを持ったお子さんのために友人として何ができるのだろうか、どんな手助けができるのだろうかと考え、実際にそれを実践することで、助けられたほうからも「ありがとう」という言葉が出て、助けたほうも自分が役に立ったという自己肯定感を育てていけるような形にさせていただけたらと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

また、お子さんの学びをどう保障していくかがテーマの会議であることは存じ上げておりますけれども、教育に関わっていらっしゃる先生方のストレスも相当なものだと外部からは感じております。医療者のストレスマネジメントはとてもホットな話題ですので、ぜひ、教育者の方々がお1人で悩んだり過重な負担にならないように、そこをサポートする仕組みも整えていただけたらと思っています。

○工藤特別支援教育推進担当係長 合理的な配慮やお子さん自身でどういうふうに考えていくか、力をつけていくという視点だけではなく、共生社会に向けてお互いがどういうふうに成長し合っていくかという視点が非常に重要だと思っています。

私の体験からいきますと、子どものほうが自分たちで環境を調整したり、その子ができることを自ら考えたりすることができまして、逆に教師側が教えられることもありましたので、子どもたちが互いに考えていける環境をしっかりとつくっていくことが非常に重要になってくると思っています。

また、先生方の心理的な負担につきましては、今回、インクルーシブな教育を掲げさせていただいておまして、全ての子どもが包摂され、多様性を強みにするということがあります。先生方の自己肯定感や心理的な安定についても自分事として捉えながら環境を整えていく必要があると考えております。

引き続きよろしく願いいたします。

○小山会長 ほかにごぎいませんか。

○藤根委員 今、長委員がおっしゃったことですが、私も校長経験がありますので、申し上げますと、学校の中では大変多様な職務が先生方を待ち受けているわけですから、その中でできることは限られているかなと思います。示された四つの主な取組は、とてもすばらしいと感じました。

合理的な配慮については、先ほども何人かの委員がおっしゃったようにすばらしい取組だと思えますし、担任交換授業は、今まであまり聞いたことがないというか、これが実現したら、専門性の交流ということであれば、他市町村、あるいは全道、全国に誇れる取組にもつながってくるのかなと感じたところです。

本当にすばらしい取組ですので、できるところから実現していければいいと感じました。

○小山会長 この件について、笹尾委員と新関副会長にもぜひ一言お願いします。

○笹尾委員 インクルーシブな教育の推進に向けての合理的配慮の適切な提供というところについてです。

先ほどの札幌市立学校職員における対応要領に第3章の公立高等学校入学者選抜等における合理的配慮についてという項目ができたことがすごく進んだなと思いました。

私どもの発達障がいを抱える親の会の中でも、高校の入学選抜に当たって、クローズにして厳しい環境の中で入試を受けるという子どもたくさんおります。合理的配慮というものがあると言っているのですけれども、自分からは言い出せない、親からも言い出せないということで、かなり苦しんでいるお子さんをたくさん聞いております。

ですから、このように、学校の先生から、こういう制度があるよ、こういうふうに声かけをしてあげると言ってくればすごくありがたいと思いました。

また、私は去年の審議会を欠席してまして、2年ぶりに参加したのですが、教育相談の状況で、校内の学籍の異動であれば手続を簡素化するというところに驚きましたし、すごくいいことだと思いました。

○新関副会長 インクルーシブ教育が始まってから何年かたっておりますが、まだまだ子どもたちの思いがうまく届かないところも正直あると思います。子どもの思いを中心というところはすごく大事なことだと思っております。

保護者も加わりますと、本人の思いは潰されがちなところがあります。大人から見たらこうしたほうがいいよという方向に持っていきがちなんですけれども、本人の思いは本当に強いものですので、それが尊重されるような教育になっていくことがいいかなと思います。

また、ご意見の中に出ていたように、普通学級の子どもたちのことに関しましては、小さい頃から一緒に学んでいく中で、障がいのあるお友達という概念よりも、何々ちゃんはどういうところがあるけれども、こうだという障がいを超えた個人と個人のつながりになっていくと思いますので、その部分を大事にした教育になっていくことを願っております。

○小山会長 ほかにごぎいませんか。

○徳永委員 工藤係長のお話で思い出したことがあります。

うちの息子は32歳になるのですが、養護学校に通っていた時代にご縁があって地域学習というものをさせていただきまして、その際に社会モデルやインクルーシブ教育そのものを体験していたことに気がつきました。

まず、養護学校から地元の学校に挨拶に行ったら、何ができるかを考えてくださいました。そして、その先生が授業の中でこういう子が来ます、どういことをしたらいいですかという話をしたら、質問大会をしたいということになったのです。子どもたちなので、何で障がいの、どこが障がいのとすごくストレートに聞いてくるのですけれども、それに素直に答えていくと、なるほど、これでこういうことなのだと分かっていってくれたのです。

次の授業のときに何をしようかといったときに、息子は野球が好きなのですが、学校でゴロ野球というものをやっています。ゴロ野球というのは、その子の障がいの特性に合わせた1塁ベースになっているのですね。手が不自由だったら、手が届くところにベースがあったり、視線でそこを見れば1塁セーフというルールの野球があるのだよと言ったら、やってみようということになって、授業でゴロ野球の試合をやってくれたりしました。子どもたちが自発的にこ

うやったらどうかということを考えてくれたのです。

今、お話を聞いていて、すごく貴重な体験ができていたのだなと思いました。子どもたちは、本当にストレートですけれども、その事柄についてよく考えてくれるので、柔軟な頭を持っているなどすごく感心した覚えがあります。まさに、今お話いただいた資料の基になるものだなと思いました。

○小山会長 最後に、まとめになるようなすてきなお話をありがとうございます。答えは子どもたちが持っているのですよね。それを私たちがいかに引き出すかということを改めて考えさせられました。僕も帰ったらまた頑張ります。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○小山会長 それでは、以上で審議は終わります。

昨年度は、特別支援教育の枠組みやインクルーシブ教育システムの話をいただきましたけれども、今年度につきましては、特別支援教育の考え方を大切にしたインクルーシブな学校づくりについてのお話をいただきました。広いテーマではありましたが、忌憚のないご意見をいただき、本当にありがとうございました。

事務局におかれましては、今日の皆様のご意見を参考にいただき、今後のインクルーシブな学校づくりに係る施策の充実に向けて検討を進めていただければと思います。

委員の皆様におかれましては、進行が下手な私に付き合ってください、たくさんの活発なご意見をいただき、本当にありがとうございました。

以上で進行を事務局にお返しします。

6. 閉 会

○山崎特別支援教育担当係長 小山会長、ありがとうございました。

なお、次第6にある事務局からの事務連絡につきましては特にごございませんので、以上となります。

以上をもちまして、令和7年度札幌市特別支援教育振興審議会を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして大変ありがとうございました。

お帰りの際は、足元にお気をつけください。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上